

【中国語】 青梅市政府网页还提供以上语言：英语、普通话、广东话、韩语、西班牙语和德语。
 【広東語】 青梅市政府網頁還提供以上語言：英語、普通話、粵語、韓語、西班牙語和德語。
 【韓国語】 저희 오우메시 홈페이지는 영어, 중국어, 광둥어, 한국어, 스페인어, 독일어로도 볼 수 있습니다.
 【ドイツ語】 Die Website der Stadtregierung Ome ist auch erhältlich in: English, Mandarin, Kantonesisch, Koreanisch, Spanisch und Deutsch.

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

平成28年度の公文書公開の処理状況や保有個人情報取扱事務の届け出状況等、情報公開・個人情報保護の両制度の運用状況をお知らせします。

● 情報公開制度とは

市民の皆さんが「見たい」、「知りたい」と思う、市にある情報（公文書）を情報公開請求という手続きで公開を求めることができる制度です。

公開を求められた情報は、公開することが原則ですが、個人情報や法律上見ることができないとされる

ている情報など、公開できないものもあります。

● 個人情報保護制度とは

市民の皆さんの基本的な権利を擁護するため、市が保有する個人情報に関する情報の適正・安全管理に努めるとともに、目的以外の利用や外部への提供を制限するなど、個人情報の保護を図る制度です。

また、自己に関する情報の開示を求めたり、誤っている情報の訂正を求めたりすることができ、開示等ができないものもあります。

● 開かれた市政を目指して

市では、情報公開・個人情報保護の両制度を推進することにより、市政運営の公開性の向上を図り、市民の皆さんとの信頼を深めるよう努めています。

▽ 公文書の情報公開請求および

処理状況：表1

▽ 保有個人情報取扱事務の

届け出状況：表2

▽ 保有個人情報開示等の状

況：表3

▽ 審査請求の状況：表4

表1 公文書の情報公開請求および処理状況 (単位：件)

実施機関	公開請求書件数	公開請求公文書件数	決定内訳						公開の方法			取り下げ件数
			公開	部分公開	非公開	不存在	その他	計	閲覧	視聴	閲覧交付	
市長	55	74	40	26	—	3	—	69	—	—	52	1
病院事業管理者	4	9	4	1	—	4	—	9	—	—	2	1
教育委員会	18	20	12	9	1	1	—	23	1	—	19	—
合計	77	103	56	36	1	8	—	101	1	—	73	2

※実施機関とは、情報公開・個人情報保護の両制度を実施する市長、教育委員会などの各機関のことを言います。
 ※請求書1件に複数の公文書を請求している場合があるため、公開請求書件数と公開請求公文書件数は一致しません。
 ※平成27年度に請求されたもので、28年度に決定したものが3件あり、28年度に請求されたもので、29年度に決定したものが5件あります。

表2 保有個人情報取扱事務の届け出状況 (単位：件)

実施機関	届出件数	本人以外収集	目的外利用等
市長	627 (141)	283	169
病院事業管理者	32 (6)	8	5
教育委員会	165 (20)	27	13
選挙管理委員会	7 (0)	5	5
監査委員	2 (0)	1	0
農業委員会	5 (0)	2	1
固定資産評価審査委員会	1 (0)	0	0
議会	5 (0)	1	1
合計	844 (167)	327	194

※届出件数の（ ）内は個人番号を収集する事務の件数です。
 ※保有個人情報取扱事務とは、住民票や戸籍の事務などのように、個人の氏名や住所など個人に関する記録を扱う事務のことを言い、事務の担当課はこれをお届けしなければならぬことになっています。
 ※本人以外収集や目的外利用等とは、個人情報を本人から直接収集しない場合や他の事務で収集した個人情報を利用したり、反対に他の事務に利用させたりすることを言います。

表3 保有個人情報開示等の状況 (単位：件)

区分	請求件数	決定内訳				開示の方法			訂正等の内訳			取り下げ件数
		承認	一部承認	不承認	計	閲覧	視聴	交付	訂正	削除	中止	
開示請求	19	6	11	2	19	2	—	15	—	—	—	—
訂正等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表4 審査請求の状況 (単位：件)

実施機関	情報公開請求	保有個人情報開示請求
市長	1	—
病院事業管理者	3	1

※情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。

政治家の寄附は禁止

贈らない！求めない！

受け取らない！

秋は運動会や祭りなど行事が多くなる季節ですが、政治家や候補者が、選挙区の人にお金や物を贈ることも禁止されています。

す。問い合わせ 市選挙管理委員会



家具転倒防止器具等の無料支給

申請は1月31日まで

市では、震災時の家具類の転倒を防止し、倒れてきた家具類により市民が負傷することを防ぐため、家具転倒防止器具等の無料支給・取付事業を行っています。まだ、家具類の転倒防止対策ができていない世帯の方は、この機会にお申し込みください。

申請期限 平成30年1月31日(水)
 ※予定数量になりしだい終了
 申請できる世帯の範囲・支給する品目および申請方法等 市ホームページまたは総合案内(市役所1階)、防災課

（市役所5階、各市民センターおよび中央図書館窓口で配布しているパンフレット等をご覧ください。）
 ※市ホームページでは、詳細をご覧になれるほか、申請書をダウンロードして事前に入ることができる場合があります。申請先・問い合わせ 防災課危機管理係

届きましたか？新しい国民健康保険証

10月1日から国民健康保険被保険者証（保険証）は、新しい保険証に変更となりました。9月中旬から下旬にかけて各世帯主に簡易書留で送付しました。

配達時に不在の場合は、郵便局の配達員が「不在連絡票」を置き、再配達または郵便局で受け取れることになっていますが、郵便局での保管期限を過ぎたものは、市役所に戻り、保険年金課で保管しています。

まだお手元に届いていない場合は、保険年金課へお問い合わせください。

なお、保険年金課での受け取りを希望する場合は、必ず次のものをお持ちください。

▷ 世帯主または同じ世帯の家族が取りに来る場合…窓口に来る方の本人確認書類、旧保険証

▷ 上記以外の方が取りに来る場合…窓口に来る方の本人確認書類、旧保険証、世帯主からの委任状

問い合わせ 保険年金課資格賦課係



傍聴にお出かけください

	青梅市食育推進会議	青梅市健康増進計画推進会議	青梅市介護保険運営委員会	青梅市子ども・子育て会議
日時	10月26日(木) 午後1時30分～3時30分	10月27日(金) 午後1時30分～3時	11月6日(月) 午後2時から	11月17日(金) 午後2時から
会場	健康センター1階	健康センター1階	市役所議会議棟3階大会議室	市役所2階201・202会議室
内容	平成28年度取組状況調査の結果について ほか	平成28年度取組状況調査の結果について ほか	介護保険事業の実施状況についてほか ※会議資料を希望する方は10月30日(月)の午後5時までに電話で高齢介護課へ(土・日曜日を除く、当日会場でお渡し)	青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証作業 ほか
定員	10人(抽選)	10人(抽選)	20人(抽選)	10人(抽選)
傍聴受付	当日の午後1時00分～15分に会場入り口で	当日の午後1時00分～15分に会場入り口で	当日の午後1時30分～50分に会場入り口で	当日の午後1時30分～45分に会場入り口で
問い合わせ	健康課母子保健係 ☎23-2191	健康課健康推進係 ☎23-2191	高齢介護課介護保険管理係	子育て推進課子育て推進係